

令和3年（行ウ）第277号 行政処分取消請求事件

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国（処分行政庁 運輸安全委員会事務局長）

### 証拠説明書(1)

令和3年11月8日

東京地方裁判所民事第2部A e 係 御中

被告指定代理人 竹 蓋 春



宮 川 和



渡 部 辰



小 坂 真



松 澤



号証	標目 (作成者)		作成年月日	立証趣旨等
乙1	事故等調査実施要領通則 (運輸安全委員会)	写し	平成20年10月1日 令和2年10月23日改正	設置法の趣旨を受け定めらている事故等調査実施要領通則について
乙2	運輸安全委員会運営規則 (運輸安全委員会)	写し	平成20年	設置法16条及び施行令3条に基づき運輸安全委員会が制定した運輸安全委員会運営規則について
乙3	運輸安全委員会事務局分掌規程 (運輸安全委員会)	写し	平成20年10月1日 平成30年3月29日改正	船舶事故調査官の役割について
乙4	運輸安全委員会における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に係る審査基準 (運輸安全委員会事務局長)	写し	平成20年10月1日	運輸安全委員会における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に係る審査基準について
乙5	諮問書 (運輸安全委員会委員長)	写し	令和2年8月19日	情報公開・個人情報保護審査会に審査請求について諮問したこと
乙6	答申書 (情報公開・個人情報保護審査会)	写し	令和2年12月25日	情報公開・個人情報保護審査会が行政文書不開示決定は妥当とする旨判断したこと ※甲15の全文
乙7	詳解 情報公開法 (総務省行政管理局)	写し	平成13年2月28日	情報公開法の趣旨について